

防犯関連補助金の制度変更

防犯機器電気料補助金

変更点

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用せずに設置した防犯カメラも補助の対象となります

○対象となる防犯カメラ

- ・地域団体が維持管理
- ・公共空間を撮影
- ・「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って適切な維持管理を行っているもの

※令和7年11月の交付申請時に、直近の3月発行の領収書または、4月発行の領収書(3月分の電気料金支払いがわかるもの)が必要となります。なくさないよう申請時まで保管をお願いします。

※「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づいた当該カメラについての設置及び利用基準を作成している必要があります。未作成の場合は、区地域力推進課へご相談ください。

※この制度変更により、令和7年度以降、防犯カメラ電気料金は「安心・安全・快適まちづくり活動補助金」ではなく、すべてこちらの補助金で対応することになります。

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金

変更点

防犯カメラ修繕費用が補助の対象になります

○補助対象

「街頭犯罪抑止環境整備事業補助金」を活用して設置し、新規設置又は更新から1年以上経過し、故障した防犯カメラや録画装置などを修理する場合の経費

○補助率等

補助率:2/3 以内

限度額:防犯カメラ1台につき5万円

上限台数:学区連絡協議会 10台、町内会等 5台

変更点

故障したLED灯をLED灯に取替える場合も補助の対象になります

○対象となる防犯灯

- ・蛍光灯をLED灯に取替える場合
- ・LED灯を新設する場合
- ・故障したLED灯をLED灯に取替・修繕する場合

変更点

エントリー申請を廃止します

また、防犯カメラ(新規設置)と防犯灯 LED 化(現物給付以外)については、4月から随時受付とし、翌年1月末まで申請を受け付けます

項目	防犯カメラ (新規設置)	防犯灯 LED 化 (現物給付)	防犯灯 LED 化 (現物給付以外)
エントリー申請	廃止	廃止	廃止
エントリー 結果通知	廃止	廃止	廃止
交付申請	4月～翌年1月 (随時受付・先着順)	4月～7月	4月～翌年1月 (随時受付・先着順)
交付決定通知	随時	9月中旬頃～	随時
設置工事・ 実績報告	～翌年3月	～翌年3月	～翌年3月
補助金の交付	～翌年5月	～翌年5月	～翌年5月

※防犯カメラ(新規設置)及び防犯灯 LED 化(現物給付以外)は予算に達し次第受付を終了する可能性があります。申請を希望する場合は、お早めに申請をお願いします。

変更点

提出書類を削減します

- ・道路占用許可申請や公園施設設置許可申請などの申請時に必要な添付書類を削減します。
- ・街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置した防犯カメラについて、活動実績の報告を毎年度いただいていたが、設置の翌々年度の1回のみ提出とします。
例 令和6年度設置の場合
→令和8年4月～6月頃に、令和7年度1年間の活動実績について報告

※上記制度には、その他条件がある場合があります。詳しくは、区地域力推進課へお問い合わせください。

※制度変更については、議会における関係予算の議決(令和7年3月中旬)を前提としています。

●お問い合わせ先

名東区役所地域力推進課 電話:778-3023

スポーツ市民局地域安全推進課 電話:972-3128